

平成 2 1 年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

人権推進課（内線：7590）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (譲入)	一般財源	
人権に関する相談事業費	10,041	8,306	1,735			25	10,016	

事業内容の説明

1 事業の概要

人権救済条例見直し検討委員会（以下「検討委員会」）の意見を受けた対応の庁内検討及び昨年4月から開始した人権相談の実績を踏まえ、人権尊重の社会づくり相談ネットワーク（仮称）によって相談による支援を充実し、解決の促進を図る。

2 主な事業内容

(1) 人権相談の実施体制

- ①相談窓口 本庁人権局（主幹1・副主幹1）
中部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1）
西部総合事務所県民局（主幹1・非常勤職員1）
- ②専門相談員 弁護士、臨床心理士等の人権問題の有識者に委嘱（必要の都度助言をいただく）

(2) (新) 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク（仮称）

ア 概要

- ①人権相談窓口の支援充実、専門機関の連携促進、有識者の中立・専門的支援を柱とする相談による支援を充実する仕組み（人権尊重の社会づくり相談ネットワーク（仮称））を構築し、関係者の理解や自主的な取組みを促進して問題の解決を図る。
- ②このことを条例で定めて、事業者、市町村、国等の協力を得た人権尊重の社会づくりの取組みとする。

イ 目的

- ①本質的な解決を促進すること
- ②相談者をトータルに支援すること
- ③利害関係のない第三者の支援に対するニーズに対応すること

ウ 事業内容

(ア) 人権相談窓口の支援充実

- ①専門機関への同行、支援の進行状況把握など支援策の利活用をきめ細かく援助
- ②県民に身近な市町村に寄せられる相談について人権相談窓口（専門相談員含む）も積極的に対応

(イ) 専門機関の連携促進

- ①ケース会議開催など、いろいろな専門機関の連携を促進し、効果的、総合的な支援を促進
- ②解決事例、頻発事例などを関係機関で共有し専門機関による解決の促進と迅速適切な対応を促進
- ③県、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、担当職員の資質の向上を図る

(ウ) 専門相談員の拡充

各種有識者の助言、支援によって利害関係のない第三者の意見を求めるニーズに応える
 既存分野：法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子ども、外国人、高齢者
 新設分野：教育、福祉、DV
 増員分野：同和問題、外国人